

谷中居宅介護支援事業所

重要事項説明書

[令和 6 年 4 月 1 日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5613-5502 (月～土曜日 9:00～18:00)

担当 小澤 千春

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	谷中居宅介護支援事業所
所在地	東京都足立区谷中1丁目17番7号
連絡先	03-5613-5502
管理者	小澤 千春
サービス種類	指定居宅介護支援事業所
介護保険指定番号	1372107969
サービス提供地域	足立区 葛飾区

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護支援専門員	1名以上		1名以上
	主任介護支援専門員	1名以上		1名以上
	介護支援専門員	1名以上		1名以上

3. 営業日及び営業時間

営業日 月～土曜日

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める
休日及び12月29日から1月3日までを除きます。

営業時間 午前9時から午後6時まで

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

② 当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他居宅介護支援事業者をご紹介致します。

- ③ 自動終了
 以下の場合、双方の文書がなくとも自動的にサービスを終了致します。
 お客様が介護保険施設等に入所した場合
 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、自立・要支援1・2と認定された場合
 お客様が亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき
- ④ その他
 お客様やご家族の方などが当社の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただきます場合があります。

5 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

基本理念

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じその人らしい日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場にたって援助を行います。
- ② 居宅介護支援サービスの実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整します。
- ③ 関係区市町村、地域包括支援センター・地域の保健・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ プライバシーの保護に関しては、職員の服務規程に明記し、職員が退職した後も利用者およびその家族に関する個人情報が決して漏れることの無いよう徹底を図ります。
- ⑤ 介護支援専門員は、虐待の定義に当てはまる行為があった場合について、通報する義務があります。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプラン作成の手法 視点（御利用者及び御家族の視点にたったプランの作成）

(3) サービス利用のためのポイント

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
課題把握の方法	有	全社協在宅ケアプラン作成方法検討委員会作成
研修の実施	有	年2回の施設外研修・外部研究団体加盟
マニュアルの種類	有	独自に作成
使用する契約書	有	独自に作成

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

谷中居宅介護支援事業所

受付時間 午前9時より午後6時（日曜日除く）

担当者 小澤 千春 電話：03-5613-5502

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

①足立区役所 介護保険課 事業者指導係

受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）

住所 〒120-0011 足立区中央本町 1-17-1

足立区役所内 03-3880-5111（代表）

②東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）

住所 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階

TEL 03-6238-0177

③基幹包括支援センター

受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日除く）

住所 〒121-0816 足立区梅島 2-1-20

TEL 03-5681-3373

7 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅介護支援のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。
- (2) 事業者は、万が一の事故発生に供えて社会福祉法人 全国社会福祉協議会（しせつ損害賠償責任保険）に加入しています。

8 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長寿村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地	東京都足立区入谷9丁目15番18号
電話番号	03-3855-6363

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - 特別養護老人ホーム
 - 養護老人ホーム
 - 都市型軽費老人ホーム
- (2) 第二種社会福祉事業
 - 老人短期入所事業
 - 老人デイサービスセンター
 - 認知症対応型老人共同生活援助
 - 老人居宅介護等事業
 - 看護小規模多機能型居宅介護
- (3) 公益事業
 - ① 介護老人保健施設
 - ② 通所リハビリテーション
 - ③ 居宅介護支援事業
 - ④ 地域包括支援センター
 - ⑤ サービス付高齢者向け住宅事業
- (4) 収益事業
 - ① 不動産賃貸業

施設拠点等

1. 特別養護老人ホーム	3か所
2. 養護老人ホーム	1か所
3. 都市型軽費老人ホーム	1か所
4. 短期入所生活介護	3か所
5. 通所介護	2か所
6. 認知症対応型通所介護	4ヶ所
7. 認知症対応型共同生活介護	5か所
8. 訪問介護事業	1か所
9. 看護小規模多機能型居宅介護	3か所
10. 介護老人保健施設	1か所
11. 通所リハビリテーション	1か所
12. 居宅介護支援事業所	4か所
13. 地域包括支援センター	1か所
14. サービス付高齢者向け住宅事業	1か所
15. 不動産賃貸業	1か所

9 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日足立区役所介護保険課の窓口に出すと、全額払戻を受けることができます。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

通常の事業の提供地域を超え 1 km 毎に 15 円

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます。いっさい料金はかかりません。

10. 介護報酬改定

(1) 認知症に係る取り組みの情報公表に推進

介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。

(2) 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な単価

全てのサービスについて、2021年9月末までの間、基本報酬に0.1 上乗せする。

(3) 看取り器における本人の意思に沿ったケアの充実

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。

(4) 退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進

退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することが明確化されました。

(5) 逡減制の見直し

- i 一定の ICT (AI を含む) の活用または事務員職員の配置を行っている事業者については、逡減制の適用を（居宅介護支援費（Ⅱ））45件以上の部分からとする。
- ii 逡減制での介護支援専門員 1 人当たりの取扱い件数計算に当たり、現在、事業所が自然災害・感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含めないこととなっているが、地域の実情を踏まえ、事業所がその周辺の中山地域等の事業所の存在状況からやむを得ずに利用者を受け入れた場合についても例外的に件数に含めない。

(6) 医療機関との情報連携強化

医療と介護の連携を強化して、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、その情報を踏まえたケアマネジメントを行うことを評価する通院時情報連携加算が新設されました。

7) 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となりました。

(8) ケアマネジメントの公平中立性の確保を図る

前6カ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を公表致します。

(別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

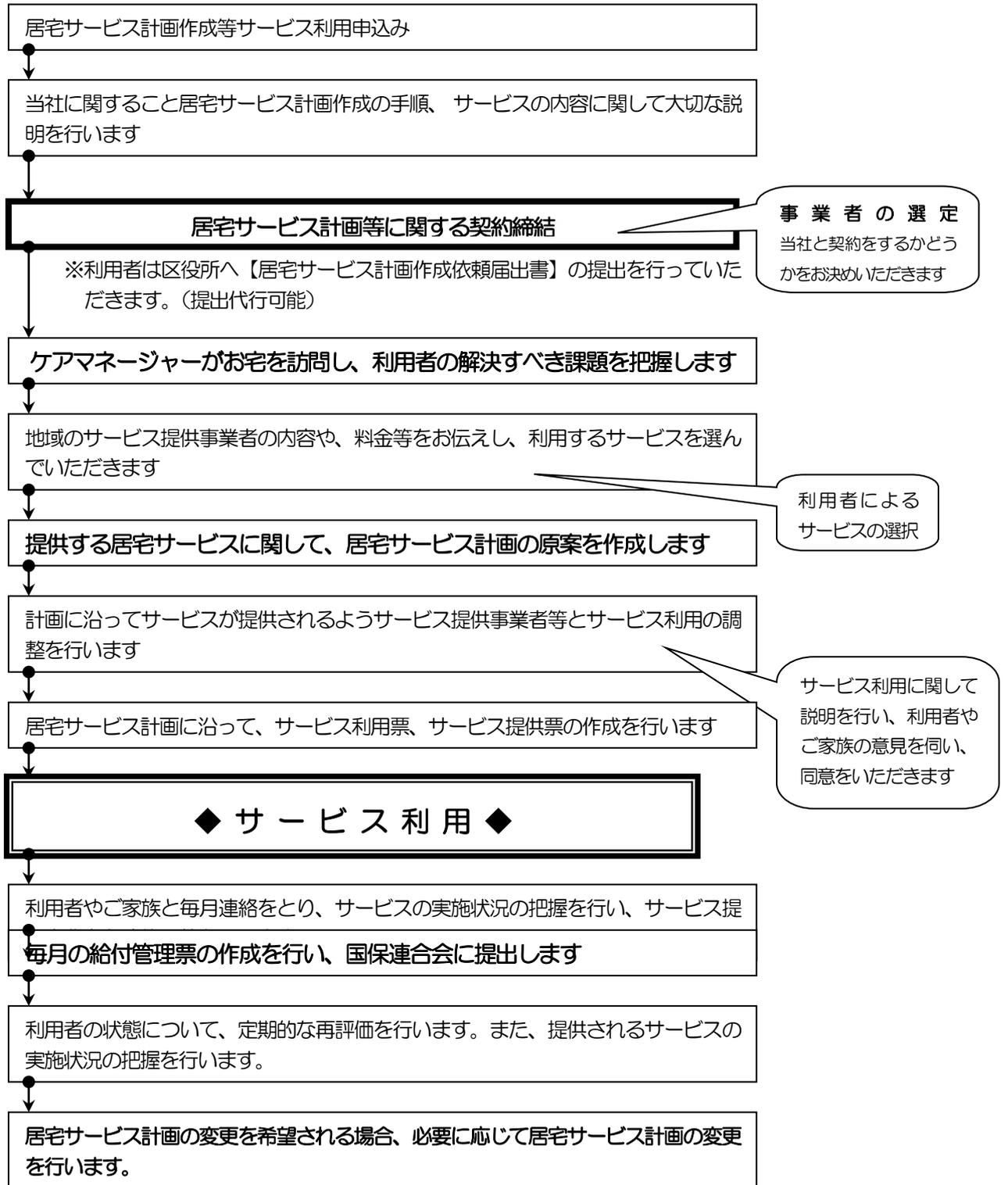
要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

サービス提供の標準的な流れ



居宅介護支援費

利用料	介護支援専門員が1人あたり取り扱い件数		(単位数)	利用用
○	(I) 居宅介護支援費 (i)	要介護 1・2	1,086	12,380円
	居宅介護支援費 (II) 算定していない事業所	要介護 3・4・5	1,411	16,462円
	居宅介護支援費 (ii)	要介護 1・2	544	6,202円
	上記同様	要介護 3・4・5	704	6,926円
	居宅介護支援費 (iii)	要介護 1・2	326	3,717円
	上記同様	要介護 3・4・5	422	4,812円
	(II) 居宅介護支援費 (i)	要介護 1・2	1,086	12,380円
	指定居宅サービス事業所との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置をおこなっている事業所	要介護 3・4・5	1,411	16,462円
	居宅介護支援費 (ii)	要介護 1・2	527	6,008円
	上記同様	要介護 3・4・5	683	7,787円
	居宅介護支援費 (iii)	要介護 1・2	316	3,602円
	上記同様	要介護 3・4・5	410	3,986円
	介護予防支援費		472	5,381円

その他の加算

加算	個別加算		(単位数)	利用料
	初回加算	1月につき	300	3,420円
	入院時情報連携加算(Ⅰ)	入院したその日に係る必要な情報を提供した時	250	2,850円
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院した翌日また翌々日に係る必要な情報を提供した時	200	2,280円
	退院時・退所加算(Ⅰ)イ		450	5,130円
	退院時・退所加算(Ⅱ)イ		600	6,840円
	退院時・退所加算(Ⅱ)ロ		600	6,840円
	退院時・退所加算(Ⅲ)		750	8,550円
	通院時情報連携加算		50	570円
	緊急時居宅カンファレンス加算		200	2,280円
	ターミナルケアマネジメント加算		200	2,280円
	特定事業所医療介護連携加算	ターミナルケアマネジメント加算を15回以上		
	特定事業所加算(Ⅰ)	1月につき	519	5,917円
	特定事業所加算(Ⅱ)	1月につき	421	4,799円
	特定事業所加算(Ⅲ)	1月につき	323	3,682円
	特定事業所加算(A)	1月につき	114	1,300円
	特定事業所医療介護連携加算	1月につき	125	1,425円
	特定事業所集中減算	1月につき	-200	-2,200円

